

公益社団法人 日本地理学会 定款（案）

第1章 総 則

（名 称）

第1条 この法人は、公益社団法人日本地理学会と称する。

（主たる事務所等）

第2条 この法人は、事務所を東京都文京区に置く。

2 この法人は、理事会の議決を経て、必要の地に支部を置くことができる。

第2章 目的及び事業

（目 的）

第3条 この法人は、地理学に関する学理及びその応用の研究に関する事業を行い、地理学の進歩普及を図り、もってわが国の学術の発展と科学技術の振興に寄与するとともに、地理教育の推進、社会連携の推進、国際協力の推進を図り、社会の発展に資することを目的とする。

（事 業）

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 研究発表会、学術講演会等の開催による地理学研究の推進事業
- (2) 学会誌及びその他の刊行物の発行による地理学研究の普及事業
- (3) 関連学会等との連携及び協力並びに社会連携・社会教育の推進事業
- (4) 研究の奨励及び研究業績の表彰による学術の発展と科学技術の振興事業
- (5) 資格認定による地理学的知識・技術の普及及び社会貢献事業
- (6) 地理学に関連する国際的な研究協力の推進事業
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項第1号から第5号までの事業は日本全国、同項第6号および第7号の事業は本邦および海外において行うものとする。

第3章 会 員

（法人の構成員）

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助する個人又は法人
- (3) 名誉会員 この法人に特に功労のあった者で、総会の議決をもって推薦された者

2 この法人の社員は正会員から選出された代議員及び役員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

（会員の資格の取得）

第6条 正会員又は賛助会員として入会しようとするものは、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、その承認を受けなければならない。ただし、名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって名誉会員となるものとする。

（会費）

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

- 2 名誉会員は、会費を納めることを要しない。
- 3 既納の会費は、いかなる場合でもこれを返還しない。

（任意退会）

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。ただし、前条を含めて未履行の義務は、これを免れることができない。

（除名）

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合において、その会員に対し、総会の一週間前までに、理由を付してその旨を通知し、総会において決議の前に弁明する機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

（資格の喪失）

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格

を喪失する。

- (1) 第7条の支払い義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

- 2 会員がその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、第7条を含めて未履行の義務は、これを免れることができない。

(代議員)

第11条 この法人に120名以上150名以内の代議員を置く。

(代議員の選任と任期)

第12条 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な規程は理事会において定める。

- 2 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。
- 3 第1項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。
- 4 第1項の代議員選挙は、2年に1度、11月に実施することとし、代議員の任期は、選任の2年後に実施される代議員選挙終了の時までとし、再任を妨げない。ただし、代議員が総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない（当該代議員は、役員選任及び解任（法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（法人法第146条）についての議決権を有しないこととする）。
- 5 代議員は、役員を兼ねることができない。
- 6 代議員の欠員が生じた場合は、別に定める規程に従い、速やかに欠員を補充する。欠員により選任された代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(代議員の職務と権利)

第13条 代議員は正会員を代表して総会に出席し、審議事項を議決する。ただし、正会員は、法令で定められた次に掲げる社員の権利を、社員と同様に当法人に対して行うことができる。

- (1) 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
- (2) 法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）

- (3) 法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
- (4) 法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）
- (5) 法人法第52条第5項の権利（電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等）
- (6) 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
- (7) 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- (8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

（代議員の解任）

第14条 代議員が次のいずれかに該当するに至った時は、総会の議決により、解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他代議員たるにふさわしくない行為があると認められるとき
- (3) 前第8条から第10条により会員資格が喪失したと認められるとき

（代議員の報酬）

第15条 代議員は無報酬とする。

（会長）

第16条 この法人に、任意の機関として、会長を置く。

2 会長は次の職務を行う。

- (1) 理事会の助言に基づき、この法人を代表して学術上の見解を公表すること
- (2) この法人の学術上の指導の任に当たること

3 会長は、無報酬とする。

第4章 総会

（構成）

第17条 総会は、社員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

（権限）

第18条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 入会の基準並びに会費の額

- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 会長の選任又は解任
- (5) 代議員の解任
- (6) 理事及び監事の報酬等の額
- (7) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (8) 定款の変更
- (9) 解散及び残余財産の処分
- (10) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開 催）

第19条 総会は、定時総会として毎年5月に開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招 集）

第20条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

（議 長）

第21条 総会の議長は、当該総会において社員の中から選出する。

（議決権）

第22条 総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

（決 議）

第23条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の過半数が出席し、出席した当該社員の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上の出席があつて、総社員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 社員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第26条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使及び書面議決)

第24条 やむを得ない理由のために総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法を持って表決し、又は他の社員を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の場合における前条の規定の適用については、その社員は出席したものとみなす。

- 3 理事又は総社員の議決権の過半数を有する社員が総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

- 4 理事が社員の全員に対して総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことについて、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第25条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第26条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 12名以上15名以内
- (2) 監事 3名以内

- 2 理事のうち1名を理事長とし、法人法上の代表理事とする。

- 3 前項の理事長以外の理事のうち2名以内をもって常務理事とし、法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第27条 理事および監事は、総会の決議によって選任する。

2 理事長、常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む）及び法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第28条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を施行する。

2 理事長は、代表理事として法令及びこの定款で定めるところによりこの法人の業務を総理し、この法人を代表する。

3 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事長が指名した順序により常務理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

4 常務理事は、理事長を補佐し、理事会の議決に基づき、日常の事務に従事し、総会の議決した事項を処理する。

(監事の職務及び権限)

第29条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第30条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。

3 補充又は増員により選任された理事又は監事の任期は、前任者または現任者の任期の満了するときまでとする。

4 理事又は監事は、第26条に定める定数に足りなくなるときには、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまでは、なお理事又は監

事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第31条 理事及び監事は、総会の決議により解任することができる。

(役員報酬)

第32条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

第33条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、常務理事あるいは理事のいずれかが理事会を招集する。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定に関わらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第37条 理事会の議事録については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 会 計

(事業年度)

第38条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第39条 この法人の事業計画書、収支予算書等については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- 3 第1項の事業計画書及び収支予算書等については、毎事業年度の開始前までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第40条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の財産目録等については、毎事業年度の経過後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間据え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第41条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第8章 基金

(基金の募集)

第42条 この法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 抛出された基金は、この法人が解散するまでは返還しない。

3 基金の返還の手続きについては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第236条の規定に従い、基金の返還を行う場所方法その他の必要な事項を清算人において別に定める。

第9章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

2 前項の変更を行った場合は、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

第44条 この法人は、総会において、総社員の半数以上であって、総社員の3分の2以上に当たる多数の決議をもって、他の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2 前項の合併等を行うときには、予めその旨を行政庁に届けなければならない。

(解散)

第45条 この法人は、総会の決議その他一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに定められた事由により解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第46条 この法人が、公益認定の取り消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を当該公益認定の取り消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益社団等に該当する法人に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第47条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益社団等に該当する法人に贈与するものとする。

第10章 事務局

（事務局設置等）

第48条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

第11章 公告の方法

（公告の方法）

第49条 この法人の公告は、電子公告による。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備などに関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

- 2 この法人の最初の理事長は〇〇〇〇，常務理事は〇〇〇〇，〇〇〇〇とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と，公益法人設立の登記を行ったときは，第39条の規定に関わらず解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし，設立の登記の日を事業年度の開始日とする。